

令和3年7月5日（月曜日）

**不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会**

**議会会議室**

**出席議員**

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

**再開**

**9時57分**

**建設局**

**9時57分**

**報告事項説明**

・美土呂公園フェンス改良事業

**質問**

**9時59分**

（質問）

地域からフェンス設置の要望があれば全て対応するのか。

（答弁）

公園の管理方法と使い方については公園愛護会と協議している。周辺道路の交通量が多い所や住宅が隣接しているなどのほか、地域としてボール遊びを認めることに合意すれば、3メートルを上限にフェンスを設置している。

（質問）

公園内でのボールの使用を認める上で、何らかのルールを設けているのか。

（答弁）

街区公園など小規模公園では野球やサッカーのような球技ではなく、児童のボール遊びを想定している。

（質問）

周知はどのように行っているのか。

（答弁）

公園における禁止事項を示す看板を設置している。

（質問）

市内全域に共通することだが、ボール遊びを認めると、最終的にフェンスのかさ上げが必要になってくる。担当部署として、公園でのボール使用

に対する考え方とフェンスを設置する基準となるルールづくりが必要ではないのか。

（答弁）

公園の使い方も大きく変化している。地域の人や子どもたちがどのようなことを求めているのかをしっかりと把握し、マニュアル化を検討していきたい。

（質問）

美土呂公園で最初にフェンスを設置した時期はいつか。自治会からの要望を受けて、フェンスを80センチメートルから3メートルにかさ上げするが、ボールの飛び出しによる事故などがあったのか。

（答弁）

当該公園は区画整理事業に伴い、昭和54年12月に換地処分された際に引き継がれたもので、フェンス設置もその当時のものである。最近では80センチメートルのフェンスはあまり設置していない。

（質問）

2,500平方メートル程度の規模の公園であれば、3メートルフェンスの設置が最近では一般的であるのか。

（答弁）

周辺道路や住宅が隣接している場合は臨機応変に対応するが、地域と協議して、3メートルを上限に整備している。

（質問）

全市的に、フェンスのかさ上げの要望があれば、次年度に予算措置がされているのか。

（答弁）

それほど要望件数は多くないため、要望を受けた次年度に予算措置を行い、できる限り対応するようにしている。

（質問）

予算措置について公園整備事業費の一部という説明ではなく、工事ごとに大まかな予算額を説明してもらわないと工事の概要が分からないがどうか。

（答弁）

当該公園の予算については、400万～500万円である。

(委員長)

本事案の執行について、承諾することに異議はないか。

(委員)

全ての案件の審査完了後、まとめて諮ってはどうか。

(委員長)

最後に諮ることとしたいが、それでよいか。

(委員)

異議なし。

**質問終了**

**10時12分**

**報告事項説明**

・宇佐崎公園フェンス改良事業

**質問**

**10時14分**

(質問)

松岡議員の要望や関与はなかったとの説明であるが、何をもってそのように言えるのか。

また、宇佐崎自治会から提出された要望書が添付されているが、白浜地区連合自治会から提出された白浜小学校の相撲場の設置に係る要望書と筆跡がよく似ている。この要望書は誰が提出したのか。

(答弁)

当該要望書を持参したのは自治会長ではないが地域の人である。現場では公園整備課長と自治会長が立ち会った。私は令和2年度から公園部長に就いているが、本件について一切松岡議員から接触はなく、担当職員の聞き取りでも要望等はなかったとのことであったため、関与はなかったと判断した。

(質問)

通常、要望書は自治会長から提出されると思うが、この要望書は宇佐崎自治会宇佐崎土木委員会となっている。同委員会が提出したのか。

(答弁)

この地域は土木委員会という名前で要望書が提出される。自治会長名での提出をお願いしている

が、提出された要望書はこれであった。

(質問)

自治会長の押印のある要望書はあるのか。市として、自治会長からの要望書を必要としているので、それに沿った運用をすべきである。提出がなければ工事着工をしてはいけないのではないのか。

(答弁)

今、この要望書の黒塗り部分に自治会長名があるかどうか確認できないが、指摘のとおり土木委員会の記載だけであれば要件を満たしていない。

(要望)

この要望書に自治会長の押印がなければ、改めて自治会長の押印のある要望書の提出を受けるようにされたい。

(意見)

要望書を見ると「野球やサッカーのボールが飛び込んできて。」とある。ボールはネットで止まるかもしれないが、ボールを蹴ると小石も飛ぶ。フェンスをかさ上げすると地域からの苦情は収まるのか。この地域に限ったことではなく、公園におけるボールの使用に対する考え方を明確にしておく必要があると思う。先ほどの案件の際にも触れたがマニュアルづくりについて検討されたい。

**質問終了**

**10時21分**

**報告事項説明**

・糸引公園整備事業

(1)糸引公園植栽工事

(2)糸引公園電気施設設置工事

(3)糸引公園体育施設設置工事

(4)糸引公園管理施設設置工事

**質問**

**10時25分**

(質問)

本事案のような規模の公園となると、監視カメラ、バックネット、倉庫の設置などは一般的に行うのか。

(答弁)

公園愛護会との協議の中で、最低限必要な設備として要望を受けたものである。

(質問)

バックネットを設置するという事は、野球等ができる公園であるということだが、この公園で整備するフェンスはどれぐらいの高さか。

(答弁)

グラウンド周りのフェンスは10メートルである。本公園は野球・ソフトボールを行うことを想定している。

(質問)

公園の周囲には住宅も多く、歓声などが出ることも含め、当該公園が球技にも利用されることについて、周辺住民の理解は得ているのか。

(答弁)

どこの公園においても言えるが、公園で遊ぶ子どもの声などに対して、否定的な人がいることは事実である。バックネットの位置などは、自治会や公園愛護会と協議して決定している。

(質問)

この公園で球技を行うにはどのような手続を踏めばよいのか。公園愛護会が管理するのであれば、利用者は地元が中心となる。本市の硬式・軟式野球クラブなどは練習グラウンドがなくて苦慮している。利用は広く市民に開放するのか、それとも、この地域限定とするのか。

(答弁)

管理方法については公園愛護会と協議中であるが詰め切れていない。一般市民に広く利用してもらうことが基本であると考えている。

(質問)

自分たちが管理や掃除もするので使用させてほしいと希望する団体も多いと思う。公園愛護会と詰め切れていないとの説明であったが、その状況で10メートルフェンスがなぜ必要であったのか。今までのフェンス設置方針の説明とつじつまが合わない。3メートルのフェンスでよかったのではなにか。

(答弁)

3メートルはスポーツを行うことを想定していない街区公園での上限である。この公園は地区公園で、近隣公園の宇佐崎公園のように球技を想定

した公園でありながら、ネットなどが十分に設置されておらず後追いで設置しなければならないケースもある。

中途半端な整備にすると、かえって周辺住民に迷惑がかかるため、地区公園の書写中央公園においても球技利用を想定して10メートルフェンスを設置している。

(要望)

公園整備には、市だけでなく国からの税金も原資となっている。利用に困っている団体も多いため、そのことも念頭において、利用方法について考えてほしい。

街区公園と地区公園におけるすみ分けの話があったが、地区公園で球技利用ができるように整備するのであれば、ボール遊びは地区公園で行わせ、街区公園ではボールを使った利用はできる限りさせないようにすべきであり、その辺りのすみ分けも行われたい。

(質問)

本事業は指名競争入札と随意契約であるが、この地区における随意契約では、2者見積り合わせにおいて、特定の業者が選定されて受注していることが問題視されている。

随意契約の場合、業者任せでもう1者分の見積書を徴収するのではなく、市が主体性を持って、以前のように同じ業者の組合せが多くなるようにしたり、問題となった業者を外すことも考えなければ、この問題は解決に向かわない。

指名競争入札についても同様に、限られた業者だけを選定せず、幅広く業者を募り、より公正な形で入札を行ってほしいが、どうか。

地元だけで業者が足りないのであれば、近隣地区にも声をかければよい。失敗を繰り返さないような入札を行ってほしい。

(答弁)

指名競争入札は、契約課の考え方も含めて、参加する業者の指名の中で適正に判断していきたい。

また、問題となっている軽工事における随契については、同じ業者の組合せが公園部で一番多く

反省している。1者に依頼して他者の見積りを持ってきてもらうことはこれまでも行っていないが、注意したい。

軽工事については、業者登録を行っていれば、どの業者でも対応可能であると思うので、工事場所からの距離を基本に、現場から近い順に業者選定を行う形で適正に対応していきたい。

いずれにしても業者選定に当たっては、さらに慎重に対応していきたい。

**質問終了** 10時39分

**報告事項説明**

・白浜中村公園四阿新築事業

**質問** 10時41分

(質問)

美土呂公園と白浜中村公園は同じ地区にあるが、2か所とも市が整備した公園か。

(答弁)

いずれも区画整理事業で整備された公園である。また、供用開始も同日であり、1つの区画整理事業の換地処分後に引き継いだものと思う。

(質問)

それはいつか。

(答弁)

昭和54年12月である。白浜中村公園は、雨水貯留池の整備に当たりフェンスも含めて公園の設置物を一度撤去している。要望書にあるベンチや遊具等については復旧しているが、あずまやだけが復旧できていなかった。

(質問)

そうであれば、このあずまやは雨水貯留池を設置した下水道局の予算で整備すべきではないのか。

(答弁)

下水に関連する復旧は下水道局で対応したが、遊具やベンチなどは老朽化していたため更新するということから建設局が対応した。

(質問)

あずまやだけが遅れているのは、どちらの局が対応するか判断できていなかったのか。

(答弁)

予算措置ができていなかったためである。

**質問終了** 10時44分

**報告事項説明**

・白浜27号線道路補修工事

**質問** 10時46分

質問なし

**質問終了** 10時46分

**報告事項説明**

・昭和橋補修工事

**質問** 10時46分

質問なし

**質問終了** 10時49分

**報告事項説明**

・小赤壁公園改良事業

**質問** 10時51分

(質問)

小赤壁は面積が広い。市の所有地は山頂部分だけで、それ以外は誰の所有地か。

(答弁)

個人である。

(質問)

小赤壁は法的な何らかの指定を受けているのか。

(答弁)

本市の都市公園として都市計画決定していたが、平成30年2月に廃止し、公園区域として残っているのは山頂部分とそこに至る道路だけである。民有地を市の公園として整備することはない。

(意見)

都市計画決定の見直しは、地元や議会にも十分に説明を行い、住民から反対運動があったなどの報告も受けていないことから、ほぼ全ての地域が納得していると思う。

公園区域から外れた箇所には桜を植栽してほしいとの要望を受けてもそれはできないし、地域住民が土地所有者に協力を求めて自分たちで植栽を行うべきである。

市が対応すべきことと住民自らがすべきことの区分けが必要だ。民有地で、かつ法的な保護がないようなところに公費をつぎ込むことは間違っ

いる。行政懇談会の趣旨は理解できるが、要望を具現化することは困難であると思う。

(質問)

山頂広場と駐車場の段差部分の植栽帯の土地の所有者は誰か。

(答弁)

市である。

(意見)

市の所有地で、地元迷惑をかけているのであればきちんと対応すればよい。行政懇談会の提出議題資料は紛らわしいので資料として添付する必要がなかったと思う。

(質問)

要望書で「伐採し、再整備をお願いします。」とあるが、伐採後に桜を植栽するということか。

(答弁)

令和2年度は、あまりにも草木が生い茂っていたため一時的に伐採した。今年度は土壌改良を行う予定である。行政懇談会の提出議題の資料にもあるとおり、桜がキーワードとなるため、地元と相談しながら市も合わせて植栽することを考えている。

(質問)

市の対応としては、土壌改良後に市の所有地だけに桜を植栽するのか。

(答弁)

そうだ。

**質問終了**

**10時53分**

**報告事項説明**

- ・東永田公園改良事業

**質問**

**10時57分**

(質問)

インターネットの地図からの現場確認であるが、この公園には、市と公園愛護会との連名で、グラウンド以外で野球をしないことという看板がある。この公園では野球が可能であるのか。

(答弁)

現場を確認したが野球をしている状況ではなかったと思う。

(意見)

バックネットらしきものも確認できたが、野球を許可しているとなればフェンスが低いように思える。確認しているのであればよいが、将来的にフェンスのかさ上げが必要になってくるのではないかな。

**質問終了**

**11時00分**

(委員長)

本日の全ての案件について協議が完了したので、適切な執行を条件に、1件ずつ案件執行について承諾すべきかどうか確認したい。

美土呂公園フェンス改良事業についての執行を承諾してもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

宇佐崎公園フェンス改良事業についてはどうか。先ほどの審査で、要望書に関して宇佐崎自治会から提出を受けているかどうかの確認が必要であるとの意見があった。

(委員)

最後に協議してはどうか。

(委員長)

それでは、後ほど再確認を行う。糸引公園整備事業について執行を承諾してもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

白浜中村公園四阿新築事業についての執行を承諾してもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

白浜 27 号線道路補修工事についての執行を承諾してもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

昭和橋補修工事についての執行を承諾してもよ

いか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

小赤壁公園改良事業についての執行を承諾してもよいか。また、先ほど委員から行政懇談会の提出議題の資料は不要であるとの意見があったので資料から外すこととしたいがよろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

東永田公園改良事業についての執行を承諾してもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

宇佐崎公園フェンス改良事業は、正副委員長で確認を行えばよいと思う。

(委員長)

そのように対応したい。

**建設局終了**

**11時03分**

**協議**

**11時03分**

(委員長)

議長を通じて市長に対して秘密会を条件に黒塗り部分を外した資料請求を行ったところ、市長から資料提供を受けた。この後、秘密会を開催して資料確認を行うこととしたい。

資料確認後、本日の委員会を閉会するので、先に次回の委員会の開催等について協議したい。

次回の委員会の開催については、8月上旬に3地区協議会に関するアンケート調査結果が報告されるため、この事案の報告及び審査をメインとしたと考えている。また、その他いろいろな案件を加えて、8月3、4日の2日間委員会を開催したいと思うがどうか。

(委員)

それでいいと思うが、9月定例会までにそれ以外での開催はどうか。

(委員長)

私としても9月定例会の開会までにさらに2日ほど開催してはどうかと考えている。

(委員)

決算説明会の後に開催してはどうか。

(委員長)

決算説明会の後、議会運営委員会も開催されると思う。その後に開催したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

百条調査権の委任を受けているが、前回の百条委員会同様、本委員会の運営に関して法的安定性を求めるために弁護士から助言を受けられるようにしたいと思うがどうか。

(委員)

弁護士を入れるとなれば、委員会の開催日程を前もって決めているほうがよいと思う。7、8月は裁判がないので弁護士も余裕があると思う。百条調査権を行使して開催する場合は、委員会に来てもらいたいと思う。

また、市が松岡議員の行為について3件も不当要求行為を認定している。今回は入札妨害もあると思う。刑事告発及びその告発文の作成も想定しておく必要があると思うので、弁護士に依頼する際、そのような事情も説明すべきである。

(委員長)

日程等の確認を行う。事務局。

[8月3日及び4日並びに決算説明会開催日の議会運営委員会終了後に委員会を開催することを確認。]

(委員長)

この後、秘密会を開催して資料確認を行う。なお、秘密会は前回決定したとおり本委員会の委員以外の議員の傍聴を認めないものとする。

マスコミ関係や傍聴人も協力と理解を願いたい。暫時休憩とする。

**休憩** 11時13分

**再開** 11時27分

**秘密会** 11時27分

**確認内容** 11時27分

・令和3年6月18日開催の同委員会において提出された「⑧浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること（建設局）」資料（13ページから30ページ）

・令和3年6月18日開催の同委員会において提出された「⑨ 白浜市場線東ルート of 整備に関すること（建設局）」資料（9ページ）

・令和3年6月18日開催の同委員会において提出された「⑩ 白浜西山公園に関すること（建設局）」資料（28ページから33ページ）

**秘密会終了** 12時07分

**閉会** 12時07分